

幹事会附置委員会の設置について

委員会名：科学研究における健全性の向上に関する検討委員会

1	委員の構成	委員会は、会長、副会長及び各部の役員をもって組織する。				
2	設置目的	<p>科学研究の健全性の向上について、日本学術会議は、平成 25 年 7 月 23 日、会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」を発表した。</p> <p>会長談話においては、科学研究における不正を根絶し、健全性を高めるため、今後の取組として、科学者の行動規範に関する研修が実施されること、日本学術会議が地域における不正行為防止活動の中核を担うこと、臨床試験に関わる制度改革について検討し、不正行為の防止や利益相反への適切な対処に向けた方策を政府や社会に向けて提言することをうたっている。</p> <p>これを踏まえ、日本学術会議としてこれらの取組への着手に向けて検討を行うため、幹事会附置の委員会として当該委員会を設置するとともに、委員会の委員を決定しようとするものである。</p>				
3	審議事項	科学研究における不正行為防止を含む科学者の行動規範の徹底に向けた対応に関する事項、及び臨床試験における技術的、理論的質向上を含む臨床試験の今後の制度の在り方に関する事項を審議する。				
4	設置期間	<table border="1"> <tr> <td>時限設置</td> <td>平成 25 年 7 月 26 日～平成 26 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td></td> </tr> </table>	時限設置	平成 25 年 7 月 26 日～平成 26 年 3 月 31 日	常設	
時限設置	平成 25 年 7 月 26 日～平成 26 年 3 月 31 日					
常設						
5	備考					